

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印 刷発行人 神 戸 市 長 発行日毎週火曜 日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	公金事務の委託(小磯記念美術館)	文化スポーツ局博物館小 磯記念美術館	1
告示	公金事務の委託(神戸ゆかりの美術館)	文化スポーツ局博物館神戸ゆかりの美術館	2
告示	公金事務の委託(神戸市風見鶏の館)	文化スポーツ局文化財課	3
告示	公金事務の委託(神戸市立博物館のミュージアムグッズ)	文化スポーツ局博物館学 芸課	4
告示	神戸市森林整備計画の公表	経済観光局農政計画課	5
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	6
告示	垂水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務	経済観光局農水産課	7
告示	指定公金事務取扱者の指定(特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN)	経済観光局新産業創造課	8
告示	計量法による定期検査に係る手数料の徴収事務の委託	地域協働局消費生活センター	9
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(赤坂自 治会ほか)	地域協働局地域活性課	10
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定	福祉局監査指導部	12
告示	介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の廃止	福祉局監査指導部	14
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の廃止	福祉局監査指導部	15
告示	介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定 事業者の指定	福祉局監査指導部	16
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の廃 止	福祉局監査指導部	18
告示	介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者等の指 定	福祉局監査指導部	19
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	20
告示	生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	21
告示	公金事務の委託(神戸市立こうべ市民福祉交流センター)	福祉局政策課	22
告示	公金事務の委託(布施畑環境センター)	環境局業務課	23
告示	令和7年度神戸市一般廃棄物処理実施計画	環境局環境企画課	24
告示	芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に 関する規約	環境局環境企画課	25
告示	港湾施設の供用開始及び廃止の告示(新港第1・2突堤)	港湾局経営課	26
告示	災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	危機管理室	27
告示	サービス付き高齢者向け住宅の登録手数料の徴収事務の委 託	建築住宅局政策課	28
告示	大の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託	健康局環境衛生課	29
告示	犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料等の 収納・徴収事務の委託	健康局環境衛生課	32
告示	自転車等放置禁止区域の変更についての告示(JR灘駅周辺・JR住吉駅周辺)	建設局東部建設事務所	33

種類	件名	所管部署	ページ
告示	都市公園内駐車場現金徴収及びキャッシュレス決済等業務 委託	建設局公園部管理課	36
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道前開53号線)	建設局道路管理課	37
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(市道西神中央線)	建設局道路管理課	38
公告	農用地利用集積計画の決定	農業委員会事務局	39
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可 (3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北))	建設局道路工務課	53
公告	都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る 図書の写しの縦覧(3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北))	建設局道路工務課	54
公告	農業振興地域整備計画に係る軽微な変更	経済観光局農政計画課	55
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(雲井通6丁 目地区市街地再開発ビル)	経済観光局経済政策課	56
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(神戸御幸ビル商業施設)	経済観光局経済政策課	60
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ライフ長田 店)	経済観光局経済政策課	62
公告	大石南町まちづくり協定の変更締結	都市局まち再生推進課	64
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に 係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	65
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	66
交通局	自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を 含む業務の委託	交通局営業推進課	67
交通局	指定納付受託者の指定	交通局営業推進課	69
交通局	自動車事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務委託	交通局自動車部市バス 運輸サービス課	70
選挙管理 委員会	神戸市公職選挙執行規程の一部を改正する規程	選挙管理委員会事務局 選挙担当	71
人事委員 会	労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則の 制定	人事委員会事務局任用 課	72
人事委員 会	神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	人事委員会事務局任用 課	74
保健所	保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する 訓令	健康局保健所保健課	76

神戸市告示第2号

神戸市立小磯記念美術館条例(以下「条例」という。)の規定に基づく使用料等および条例の定める事業に参加する際の負担金の徴収業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務(以下「公金事務」という。)を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

- 1 指定公金事務取扱者
  - (1) 名 称 株式会社インフィクリエ 代表取締役 柴田 松美
  - (2) 事務所の所在地 神戸市中央区海岸通4-3-17
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日 令和7年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 令和7年4月1日

#### 神戸市告示第3号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、美術館に係る入館料等の徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する(令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)」の経過措置を適用するため、改正前の政令の条項番号を記載)。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 受託者
  - (1) 名 株式会社フィールズ 代表取締役 中山 徳子
  - (2) 事務所の所在地 大阪市福島区福島3丁目7-39-611
- 2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 神戸市告示第4号

神戸市風見鶏の館等条例(以下「条例」という。)の規定に基づく神戸市風見鶏の館入館料の収納業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務(以下「公金事務」という。)を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

条例の規定に基づく神戸市風見鶏の館入館料の収納業務

2 指定公金事務取扱者

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮島 浩彰

3 指定公金事務取扱者として指定した日 令和7年3月21日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 令和7年4月1日

5 委託する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 条例第3条第1項の入館料

7 連絡先

担当 神戸市文化スポーツ局文化財課

電話 078(322)5798

#### 神戸市告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、公金の収納に関する事務を次のように委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 受託者
  - (1) 名称 株式会社神戸北野美術館
  - (2) 所在地 神戸市中央区北野町1丁目5番7号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入神戸市立博物館ミュージアムグッズ等の売上代金
- 3 指定をした日令和7年3月19日
- 4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### 神戸市告示第6号

神戸市森林整備計画を一部変更したので、森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第10条の 5第10項の規定により告示する。

なお、同法第6条第2項の規定による意見の申立てはなかった。

令和7年4月1日

神戸市告示第7号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例(平成8年4月条例第10号)第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 変更認定する里づくり計画 上小名田里づくり計画
- 2 変更の内容

土地利用計画の変更

#### 神戸市告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第158条第1項の規定により、垂 水漁港車両整理場に係る使用料の徴収事務を次の者に委託したので告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

委託先住所:神戸市垂水区平磯3丁目1番10号

氏名:神戸市漁業協同組合 代表理事組合長 山田 智昭

委託期間 : 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 神戸市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同上第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

- 1 指定公金事務取扱者の指定を受けた者 兵庫県西宮市神垣町5番30-201号 特定非営利活動法人 AFRIKCLEAN 代表者 理事 LUKUMWENA NSENDA
- 2 指定公金事務取扱者へ委託する公金事務の内容 アフリカ月間 in 神戸企画制作・実施運営業務に係る委託契約の仕様に定めるビジネスコンテスト開催にかかる渡航費の支援及び賞金の支出業務
- 3 指定公金事務取扱者の指定年月日 令和7年3月24日
- 4 指定公金事務取扱者への委託年月日 令和7年4月1日

#### 神戸市告示第10号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、神戸市指定定期検査機関が実施する定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 受託者

一般社団法人 神戸市計量士会 会長 奥田 啓二 神戸市中央区東町116の2

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 神戸市告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、赤坂自治会、田栗谷東雲 会、和田自治会、二ツ屋自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があった ので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 届け出た地縁による団体

名称	赤坂自治会	田栗谷東雲会	和田自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町岩岡 842番地の1	神戸市北区大沢町日西原 763番地	神戸市西区押部谷町和 田226番地の2
代表者の氏名	久森 一弘	石井 保行	藤本 吉一
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡 716番地の1	神戸市北区大沢町日西原 763番地	神戸市西区押部谷町和田294番地

名称	二ツ屋自治会
主たる事務所	神戸市西区二ツ屋1丁目 9番1号
代表者の氏名	北井 達郎
代表者の住所	神戸市西区二ツ屋1丁目 20番27号

#### 2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

#### (1) 赤坂自治会

#### 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	橋本 良幸	久森 一弘
代表者の住所	神戸市西区岩岡町岩岡340番地	神戸市西区岩岡町岩岡716番地の1

#### (2) 田栗谷東雲会 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区大沢町日西原933番地	神戸市北区大沢町日西原763番地
代表者の氏名	岩形 孝司	石井 保行
代表者の住所	神戸市北区大沢町日西原933番地	神戸市北区大沢町日西原763番地

### (3)和田自治会

### 令和7年1月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	北井 嘉彦	藤本 吉一
代表者の住所	神戸市西区押部谷町和田332番地	神戸市西区押部谷町和田294番地

### (4) 二ツ屋自治会

### 令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	前田 利和	北井 達郎
代表者の住所	神戸市西区二ツ屋1丁目17番20号	神戸市西区二ツ屋1丁目20番27号

#### 神戸市告示第12号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文及び第53条第1項本文並びに第46条第1項本文及び第58条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10並びに第85条及び第115条の30の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種類
					1日足平万日	y C 7/1里块
業所番号	名称	所在地	の名称	の所在地		
2870603947	ケアスマイ	兵庫県神戸	合同会社 a	兵庫県神戸	令和7年2	訪問介護
2010003941	ル アンジ					10000000000000000000000000000000000000
		市長田区腕	nge	市長田区腕	月1日	
	ユ	塚町8-5-		塚町8-5-		
		6		6		
2870703689	レイシャ	兵庫県神戸	株式会社朱	兵庫県神戸	令和7年2	介護予防支
	ス・レーベ	市須磨区大	晴	市須磨区竜	月1日	援
	ンすばる	田町3丁目		が台一丁目		
		2-7		1-2		
				-13-302		
2870703689	レイシャ	兵庫県神戸	株式会社朱	兵庫県神戸	令和7年2	居宅介護支
	ス・レーベ	市須磨区大	晴	市須磨区竜	月1日	援
	ンすばる	田町3丁目		が台一丁目		
		2-7		1-2		
				-13-302		
2870703697	よ~んなぁ	兵庫県神戸	特定非営利	兵庫県神戸	令和7年2	通所介護
	よ~んなぁ	市須磨区菅	活動法人ゆ	市須磨区菅	月1日	
		の台5丁目	いまーる神	の台5丁目		
		1-1	戸	1-1		
		_		_		
2870703705	ヘルパース	兵庫県神戸	合同会社チ	兵庫県神戸	令和7年2	訪問介護
	テーション	市須磨区白	ェリーベル	市須磨区白	月1日	
	チェリーベ	川台五丁目		川台五丁目		
	ル	22-32		22-32		

2875104586	ケア 縁イト	兵庫県神戸 市中央区再 度筋町3番 1号	株式会社ねむの木	兵庫県神戸 市中央区下 山手通五丁 目7番7号	令和7年2 月1日	訪問介護
2875205516	ケアステー ション sol	兵庫県神戸 市西区水谷 3丁目 13-13 ダ イワ運送本 社ビル1階	Infini 株式 会社	兵庫県神戸 市北区松宮 台一丁目 5 番地の 18	令和7年2 月1日	訪問介護
2875205524	ケアステー ション み くる	兵庫県神戸 市西区池上 4丁目22- 4	クオリティ ライフ株式 会社	兵庫県神戸 市垂水区下 畑町 498番 53	令和7年2 月1日	訪問介護

#### 神戸市告示第13号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第82条第2項並びに第115条の5第2項及び第115条の25第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第85条第2号並びに第115条の10第2号及び第115条の30第2号の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	申請者名称	申請者の主	廃止辞退の	サービスの種
			中間有名物			,
業所番号	名称	所在地		たる事務所	年月日	類
				の所在地		
2860190525	訪問看護ス	兵庫県神戸	社会福祉法	兵庫県神戸	介護予防訪	令和7年1
	テーション	市東灘区本	人千種会	市東灘区北	問看護	月 31 日
	甲南山手	山中町1丁		青木一丁目		
		目 15-7		1番3号		
2860190525	訪問看護ス	兵庫県神戸	社会福祉法	兵庫県神戸	訪問看護	令和7年1
	テーション	市東灘区本	人千種会	市東灘区北		月 31 日
	甲南山手	山中町1丁		青木一丁目		
		目 15-7		1番3号		
2860290085	かがやき訪	兵庫県神戸	医療法人康	兵庫県神戸	訪問介護	令和7年1
	問介護ステ	市灘区深田	雄会	市灘区備後		月 31 日
	ーション	町3丁目1		町3丁目2		
		-16-102 サ		-18		
		ンビラ六甲				
		パートⅡ				

#### 神戸市告示第14号

次の事業者について、介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 3 第 2 項第 4 号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第 10 条第 2 号の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	申請者名称	申請者の主	廃止辞退の	サービスの種
業所番号	名称	所在地		たる事務所	年月日	類
				の所在地		
2860290085	かがやき訪	兵庫県神戸	医療法人康	兵庫県神戸	介護予防訪	令和7年1
	問介護ステ	市灘区深田	雄会	市灘区備後	問サービス	月 31 日
	ーション	町3丁目1		町3丁目2		
		-16-102 サ		-18		
		ンビラ六甲				
		パートⅡ				
2890800515	リハビリデ	兵庫県神戸	アンビコー	兵庫県神戸	介護予防通	令和7年1
	イサービス	市垂水区本	ポレーショ	市須磨区潮	所サービス	月 31 日
	nagomi 本多	多聞 1	ン株式会社	見台町二丁		
	聞店	-22-33		目1番		
				13-604 号		

#### 神戸市告示第15号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種類
業所番号	事業別等の     名称	事業所等の   所在地	の名称	の所在地	1日足平万日	y C 7/1里天只
未別留写 	<b>名</b>	別生地	り名か			
2870703705	ヘルパース	兵庫県神戸	合同会社チ	兵庫県神戸	令和7年2	介護予防訪
	テーション	市須磨区白	ェリーベル	市須磨区白	月1日	問サービス
	チェリーベ	川台五丁目		川台五丁目		
	ル	22-32		22-32		
			^ D ^ H ~		A # = # 0	1 7 4 5 1.
2870703705	ヘルパース	兵庫県神戸	合同会社チ	兵庫県神戸	令和7年2	生活支援訪
	テーション	市須磨区白	ェリーベル	市須磨区白	月1日	問サービス
	チェリーベ	川台五丁目		川台五丁目		
	ル	22-32		22-32		
2875104586	ケア 縁イ	兵庫県神戸	株式会社ね	兵庫県神戸	令和7年2	介護予防訪
	<u>۲</u>	市中央区再	むの木	市中央区下	月1日	問サービス
		度筋町3番		山手通五丁		
		1号		目7番7号		
2875104586	ケア 縁イ	兵庫県神戸	株式会社ね	兵庫県神戸	令和7年2	生活支援訪
		市中央区再	むの木	市中央区下	月1日	問サービス
		度筋町3番		山手通五丁	7.	,,,,
		1号		目7番7号		
		j				
2875205516	ケアステー	兵庫県神戸	Infin	兵庫県神戸	令和7年2	介護予防訪
	ション s	市西区水谷	i 株式会社	市北区松宮	月1日	問サービス
	o l	3丁目		台一丁目5		
		13-13 ダ		番地の18		
		イワ運送本				
		社ビル1階				

2875205524	ケアステー ション み くる	兵庫県神戸 市西区池上 4丁目 22- 4	クオリティ ライフ株式 会社	兵庫県神戸 市垂水区下 畑町 498番 53	令和7年2 月1日	介護予防訪 問サービス
2890600444	ディサービス和み鷹取	兵庫県神戸 市長田区長 楽町2丁目 3番5号 カーム鷹取 1F	株式会社和合	兵庫県神戸 市長田区駒 ケ林町五丁 目 17 番 10 号シティラ イフ 2 長田 1 F	令和7年2 月1日	介護予防通 所サービス
2895200562	0ne0ne0ne レインボー	兵庫県神戸 市西区狩場 台一丁目 50-4	株式会社O neOne Oneレイ ンボー	兵庫県神戸 市西区狩場 台一丁目 50 番地の 4	令和7年2 月1日	介護予防通所サービス

#### 神戸市告示第16号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	申請者名称	申請者の主	廃止辞退の	サービスの種
業所番号	名称	所在地		たる事務所	年月日	類
				の所在地		
2875204287	絆	兵庫県神戸	株式会社	兵庫県神戸	地域密着型	令和7年1
		市西区美賀	N•Tケアコ	市西区竹の	通所介護	月 31 日
		多台2丁目	ーポレーシ	台4丁目13		
		14-13	ョン	O 4		
0000000515	11 . [2]		マンバラ	5   京田 地 戸	14.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.4	△和7年1
2890800515	リハビリデ	兵庫県神戸	アンビコー	兵庫県神戸	地域密着型	令和7年1
	イサービス	市垂水区本	ポレーショ	市須磨区潮	通所介護	月 31 日
	nagomi 本多	多聞 1	ン株式会社	見台町二丁		
	聞店	-22-33		目1番		
				13-604 号		

#### 神戸市告示第17号

次の事業者について、介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和7年4月1日

介護保険事	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービス種類
		所在地				7 亿 八至天只
業所番号	名称 	別任地 	の名称	の所在地		
			11 5 6 11 -		6 = - 1	total North Month
2890600444	ディサービ	兵庫県神戸	株式会社和	兵庫県神戸	令和7年2	地域密着型
	ス和み鷹取	市長田区長	合	市長田区駒	月1日	通所介護
		楽町2丁目		ケ林町五丁		
		3番5号		目 17 番 10		
		カーム鷹取		号シティラ		
		1 F		イフ21長田		
				1 F		
2890700442	特別養護老	兵庫県神戸	社会福祉法	兵庫県神戸	令和7年2	地域密着型
	人ホームふ	市須磨区白	人駒どり	市長田区二	月1日	介護老人福
	たばサテラ	川台3丁目		葉町五丁目		祉施設入所
	イトやまも	63-1		1番1-101		者生活介護
	<b>t</b>			号		
2895200562	OneOneOne	兵庫県神戸	株式会社O	兵庫県神戸	令和7年2	地域密着型
	レインボー	市西区狩場	n e O n e	市西区狩場	月1日	通所介護
		台一丁目	Oneレイ	台一丁目 50		
		50-4	ンボー	番地の4		

#### 神戸市告示第18号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月1日

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション	神戸市中央区坂口通7丁目2番16号	令和7年2月1日
IYASAKA神戸中		
央		
訪問看護ステーション	神戸市灘区城内通1丁目8番7号	令和7年3月1日
すもも		

#### 神戸市告示第19号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和7年4月1日

当該変更にかかる 介護事業所の名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業者 の名称	介護事業者の 主たる事務所 の所在地	廃止年月	サービス種類
なごみケア	神戸市西区伊川 谷町有瀬39番 18号	株式会社 ハートウォ ーミング	神戸市西区伊 川谷町有瀬3 9番18号	令和7年 2月28日	訪問介護 介護予防訪問 介護 訪問型サービス (独自)

#### 神戸市告示第20号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例(以下「条例」という。)の規定に基づく使用料の 徴収業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、公 金の徴収に関する事務(以下「公金事務」という。)を委託したので、同条第2項の規定により 下記のとおり告示する。

令和7年4月1日

- 1 業務名
  - 条例の規定に基づく使用料の徴収業務
- 2 指定公金事務取扱者
  - (1) 名称 社会福祉法人神戸市社会福祉協議会 理事長 玉田 敏郎
  - (2) 事務所の所在地 神戸市中央区磯上通3丁目1番32号
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日 令和6年12月13日
- 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日 令和7年3月24日
- 5 委託する期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
- 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 条例別表(第8条関係)(1)、(3)、(4)の使用料
- 7 連絡先
  - (1) 担当 神戸市福祉局政策課
  - (2) 電話 078 (322) 5197

#### 神戸市告示21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により次のとおり公金事務を委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

- 1 指定公金事務取扱者 神戸市兵庫区遠矢浜町5番8号 神戸市生活環境事業協同組合 理事長 藤定 孝光
- 2 委託内容 布施畑環境センターにおける一般廃棄物手数料徴収事務
- 3 指定年月日 令和7年3月5日
- 4 委託年月日令和7年4月1日

#### 神戸市告示第22号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号、以下「法」という。)第6条第1項及び神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例(平成5年条例第57号、以下「条例」という。)第9条第1項の規定に基づき、令和7年度神戸市一般廃棄物処理実施計画を定めたので、法第6条第4項及び条例第9条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年4月1日

#### 神戸市告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、芦屋市の可燃ごみ処理事務を受託することとしたので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 芦屋市は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の14第 1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務(以下「委託事務」 という。)の管理及び執行を神戸市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担)

- 第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費(以下「委託費」という。)は、芦屋市の負担とする。
- 2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。 この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市 長に送付しなければならない。

(予算への計上)

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入 歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に 当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と年1 回定期に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市 長及び芦屋市長が協議して定める。

附則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

#### 神戸市告示第24号

次の港湾施設は、令和7年4月1日から供用を開始した。

また、次の港湾施設について、令和7年4月1日限り、その一部の供用を廃止した。 令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 供用を開始する港湾施設

#### 緑地

名称	位置	規模
新港第1・2突堤親水緑地	中央区新港町	一六

#### 道路

名称	位置	延長	幅員
新港第2突堤線(1)	中央区新港町	46.70m	最小 25.80m
利伦为4大龙脉(1)	一个人也利他叫	40. 70111	最大 29.46m

#### 2 供用を廃止する港湾施設

#### 物揚場

名称	位置	延長	幅
新港第1~2突堤間物揚場	中央区新港町	143m	10 m

#### 神戸市告示第25号

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定により、指定緊急避難場所 を指定したので、第49条の4第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定
- ① 指定日 令和7年4月1日

### ② 指定内容

		対象とする異常な現象の種類					指定避
施設・場所名	住所	洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	地震	津波	大規模 な火事	難所との重複
福住小学校グラウンド	神戸市灘区福住通				1	1	$\bigcirc$
個は小子仪ノノグマト	7丁目1番1号				1	1	O
神戸高校グラウンド	神戸市灘区城の下				1	1	$\cap$
	通1丁目5番1号				1	1	
   稗田小学校グラウンド	神戸市灘区岸地通				1	1	$\cap$
恽田小子仪グブリント 	4丁目2番1号				1	1	O
上取中学技がニウンド	神戸市灘区国玉通				1	1	$\bigcirc$
上野中学校グラウンド	1丁目1番1号				1	1	O
<b>紫</b> 五山 (八国)	神戸市灘区五毛丸				1	1	
<u> </u>	山				1	1	
葺合中学校グラウンド	神戸市中央区熊内				1	1	$\bigcirc$
耳面甲子似クノリント	町1丁目4番28号				1	1	
* p = 1 = 1	神戸市中央区宮本				1	1	
春日野公園	通7丁目2番17号				1	1	
ママナ / B	神戸市中央区宮本				1	1	
王子南公園	通1丁目2番17号				1	1	

#### ※「対象とする異常な現象の種類」の凡例

災害対策基本法では、政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定 しなければならないと定められていることから、各指定緊急避難場所が対象とする異常な現象 の種類に「1」を記入している。

#### 神戸市告示第26号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を 委託するので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

- 1 指定公金事務取扱者 神戸市中央区小野柄通7丁目1番1号 日本生命三宮駅前ビル7階 公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 理事長 柴田 和弘
- 2 委託する公金事務の概要 サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日 令和6年6月19日
- 4 委託年月日令和7年4月1日

#### 神戸市告示第27号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地並びに指定をした日

		•
名称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
松嶋周一	神戸市東灘区鴨子ヶ原2丁目4番6号	令和7年3月17日
	シャトー御影 405	
株式会社ラポール動物病院	神戸市東灘区御影中町7丁目6番18号	令和7年3月17日
代表取締役 古林直人	For life 御影1F	
有限会社神戸ピア動物病院	神戸市東灘区甲南町2丁目8番9号	令和7年3月17日
代表取締役 長田雅昭	COZYCOURT 甲南 1 F	
橋本正彦	神戸市東灘区北青木2丁目8番13号	令和7年3月17日
山田苗穂子	神戸市東灘区本山北町3丁目3番1号	令和7年3月17日
下里卓司	神戸市灘区岩屋北町1丁目5番25号	令和7年3月17日
株式会社ベックジャパン	東京都渋谷区恵比寿西2丁目19番9号	令和7年3月17日
代表取締役 金井孝夫	SG ビル	
廣畑佳宏	神戸市灘区篠原本町1丁目5番1号	令和7年3月17日
有限会社ペット・プラザ	神戸市須磨区千歳町4丁目3番33号	令和7年3月17日
代表取締役 西山佳孝	ヤマキビル3階	
松田修	神戸市灘区神ノ木通3丁目6番30号	令和7年3月17日
株式会社アニマルプラス	神戸市中央区港島南町1丁目5番2号	令和7年3月17日
代表取締役 西村賢治	神戸キメックセンタービル5F	
河南利幸	神戸市灘区篠原南町1丁目5番17号	令和7年3月17日
	メゾン六甲篠原 603	
ヒピスケア合同会社	神戸市中央区坂口通4丁目2番21号	令和7年3月17日
代表社員 平山健太郎		
合同会社チェルシー動物病院	神戸市中央区楠町6丁目3番9号	令和7年3月17日
代表社員 戸谷哲也		
大谷英之	神戸市中央区熊内橋通6丁目1番3号	令和7年3月17日
	ワコーレ新神戸ステーションリブリエ	
	406	
三原悠子	姫路市勝原区丁 163 番地の 11	令和7年3月17日
株式会社ベッツワークス	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目20番	令和7年3月17日
代表取締役 德永一厳	ライオンズマンション鈴蘭台参番館 105	
長谷川俊成	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目2番10号	令和7年3月17日
	ポリアンサローズ 店舗 103	

	H=+11FW#/+m-0-F-0-F	A
中野綾子 	神戸市北区鈴蘭台南町3丁目9番3号	令和7年3月17日
#4 m 4 >#	アパルトマンサンクフォイユ 102 号室	A To F F C F 15 F
牧田良満	神戸市垂水区青山台1丁目10番4号	令和7年3月17日
三木加奈美	神戸市垂水区舞子台8丁目6番3号	令和7年3月17日
渡邉美緒	神戸市西区小山2丁目10番2号	令和7年3月17日
株式会社うね動物病院	明石市大久保町茜1丁目11番14号	令和7年3月17日
代表取締役 宇根良馬		
中村慎一郎	明石市大久保町高丘3丁目7番14号	令和7年3月17日
株式会社セントラルDコーポ	明石市魚住町清水 588 番地の 12	令和7年3月17日
レーション		
代表取締役 中村真人		
有限会社魚住動物病院	明石市魚住町長坂寺 441 番地の 11	令和7年3月17日
代表取締役 石原義弘		
松尾史朗	明石市上ノ丸3丁目12番5号	令和7年3月17日
伊藤健介	明石市西明石西町1丁目7番6号	令和7年3月17日
株式会社ゾネブルム	明石市大蔵町 24番 24号	令和7年3月17日
代表取締役 川邉史朗		
横山隆一	明石市朝霧台 3776 番地の 27	令和7年3月17日
円橋健三	明石市東野町9番3号	令和7年3月17日
株式会社秋桜	明石市藤江 996 番地の 1	令和7年3月17日
代表取締役 小川篤史		
高橋圭吾	明石市明南町1丁目1番1号	令和7年3月17日
岩崎泰彦	兵庫県芦屋市打出小槌町9番1号	令和7年3月17日
飯盛真生	兵庫県芦屋市南宮町 12番 24号	令和7年3月17日
西澤貴仁	兵庫県芦屋市春日町 12番 11号	令和7年3月17日
藤田大介	兵庫県芦屋市春日町4番8号	令和7年3月17日
合同会社マール動物診療室	兵庫県芦屋市津知町2番21号	令和7年3月17日
代表社員 二宮光		
石本高司	兵庫県三田市福島 476 番地	令和7年3月17日
竹内亮二	兵庫県三田市東本庄 3160 番地	令和7年3月17日
日研産業株式会社	兵庫県三田市駅前町 12番9号	令和7年3月17日
代表取締役 菅野信二		
常澤まゆみ	兵庫県三田市相生町 26 番 41 号	令和7年3月17日
株式会社 m&m vet	神戸市中央区山本通3丁目3番23号	令和7年3月17日
代表取締役 松本恵	クリスタルハイツ1F	
向山徹	明石市桜町 12 番 25 号	令和7年3月17日
	プレステージ明石駅前 2-605号	
ユメファクトリー株式会社	明石市大久保町高丘2丁目4番11号	令和7年3月17日
代表取締役 藤村淳		
<u> </u>	<u> </u>	

ペッツファースト株式会社	東京都目黒区目黒1丁目24番12号	令和7年3月17日
代表取締役 正宗伸麻	オリックス目黒ビル9階	
岩崎大樹	兵庫県明石市明南町2丁目16番16号	令和6年6月12日
	エアフォルク A202	
株式会社エルザクライス	兵庫県姫路市下手野1丁目 110 番地の1	令和6年10月3日
代表取締役 長谷宜勇		
松崎美果	神戸市東灘区本山南町7丁目4番33号	令和6年11月21日
	レステルレ・モトヤマ 304	
有限会社みみ動物病院	神戸市東灘区住吉宮町3丁目14番20号	令和7年3月17日
代表取締役 鶴岡浩志		
株式会社 ACSVet	神戸市中央区中山手通4丁目3番6号	令和7年3月17日
代表取締役 山崎智輝		
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡4丁目17番8号	令和7年3月17日
代表取締役社長 米津一郎	Jプロ本八幡ビル1階	

- 2 指定公金事務取扱者に委託した徴収事務に係る歳入の種類 大の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和7年4月1日

#### 神戸市告示第28号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収・収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地
  - (1) 公益社団法人神戸市獣医師会 会長 中島克元 神戸市中央区浜辺通4丁目1番23号 三宮ベンチャービル525
  - (2) 株式会社電算システム 代表取締役 高橋譲太 岐阜県岐阜市日置江1丁目58番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和7年3月18日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した徴収または収納事務に係る歳入の種類 犬の登録手数料及び犬の鑑札再交付手数料並びに狂犬病予防注射済票交付手数料及び注射済 票再交付手数料
- 3 指定公金事務取扱者に委託をした日 令和7年4月1日

#### 神戸市告示第29号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号) 第9条第1項の規定により、指定した自転車等放置禁止区域を同条第4項において準用する同条第 2項により、禁止区域の変更を告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久元喜造

効力発生年月日	名称	区域
令和7年4月1日	JR灘駅周辺自転車等放置禁止区域	別図の とおり
	JR住吉駅周辺自転車等放置禁止区域	

J R 灘駅周辺 自転車等放置 禁止区域図



別図

凡例

従来の自転車等 放置禁止区域

今回、拡大する 放置禁止区域 J R 住吉駅周辺 自転車等放置 禁止区域図



神戸市告示第30号

西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園における現金徴収及びキャッシュレス決済等業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定のうえ、現金徴収業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。また同様にキャッシュレス決済業務について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定のうえ、当該業務を委託したので、同条第2項の規定により併せて告示する。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者の指定を受けた者神奈川県横浜市港北区菊名7丁目3番22号アマノマネジメントサービス株式会社代表取締役 小針 宏之
- 2 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 都市公園内駐車場(西代公園、下中島公園、落合中央公園、妙法寺川左岸公園、ポートアイランド南公園)使用料
- 3 指定公金事務取扱者及び指定納付受託者との契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 指定日及び委託日令和7年3月4日

#### 神戸市告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和7年4月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路	線	名	区		間	延	長	幅	員
種類							(メー	・トル)	(メー	トル)
市道	前開53号線		神戸市西区伊川谷町前開自分ノ				150.00	最大	8.00	
			内山1432番4地先から					最小	5.00	
				神戸市西区	伊川谷町前開始	字自分				
				ノ内山1414	番2地先まで					

#### 神戸市告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年4月2日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年4月15日まで一般の縦覧に供する。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路	線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類						別	(メー	・トル)	(メー	- トル)
市道	西神	中央	:線	神戸市西区押部谷町木津字		新		1.50	最大	21. 90
				根土40番1	地先から				最小	21.90
				神戸市西区	押部谷町木津字	旧		1.50	最大	20.00
				根土27番8	地先まで				最小	20.00

#### 神戸市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和7年3月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

#### (1) 一般

		利用権を設定する。	上地	設定する利用権			内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸 借 料	ー 権利の種類 (備 考)	の利用目的	借賃の支払の方法
			認定面積 ㎡	終了年月日	作物		を含む。)	
神戸市北区道場町 中嶋 正哲	三田市弥生が丘 大前 元彦	北区道場町塩田字灯篭ノ下 738-1 北区道場町塩田字灯篭ノ下	田 365 田	本公告日 令和9年12月31日	2,594円/1筆 1,038円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振
千·海 正·百	N HI JUNE	738-2 北区道場町塩田字灯篭ノ下	146 田		3,368円/1筆			り込む。
		738-3 北区道場町塩田字蔵前 1245-1	474 田 952		8,207円/1筆			
		北区道場町塩田字蔵前 1245-2	952 田 208		1,793円/1筆			
神戸市北区大沢町	神戸市北区大沢町	北区大沢町神付字新田	田	本公告目	20,460円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
石井 孝雄	清水 悦夫	1362 北区大沢町神付字新田 1363	2, 046 田 3, 769	令和11年12月31日	37,690円/1筆			年に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市北区八多町	西宮市山口町	北区八多町附物字中島	田	本公告日		使用貸借権設定	水田として利用	
平谷 昌夫	下浦 久美子	1708	800	令和11年12月31日				
	神戸市北区八多町							
	下浦 順子							
神戸市西区押部谷町	神戸市北区山田町	北区山田町原野字樋詰 14	田 228	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
佐藤 麻由美	小田 勝也	1.4	220	1 410 412 7 31 4				
神戸市北区有野町	神戸市北区有野町	北区有野町二郎字岩ノ本	田	本公告日	11,930円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
温井 孝洋	古家 恭彦	81-1 北区有野町二郎字岩之本	1, 193 田	令和16年12月31日	2,280円/1筆			年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振 り込む。
		82-1 北区有野町二郎字松本 161-1	228 田 730		7,300円/1筆			) A23 o
		北区有野町二郎字松本 163	田 803		8,030円/1筆			
神戸市北区有野町	神戸市北区有野町	北区有野町二郎字松本	田 1,000	本公告日	12,230円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
温井 孝洋	滑浦 均	159-1 北区有野町二郎字松本 159-3	1, 223 田 476	令和16年12月31日	4,760円/1筆			中に伝る信員の主領を中 の指定する預金口座へ振 り込む。
					]			

神戸市北区有野町	神戸市北区有野町	北区有野町二郎字堂野	田	本公告目	6,340円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
温井 孝洋	西 弘晃	266 北区有野町二郎字堂野	634 田	令和16年12月31日	6,440円/1筆			年に係る借賃の全額を甲 の指定する預金口座へ振
		272-1	644					り込む。
		北区有野町二郎字堂野 273-1	田 654		6,540円/1筆			
		北区有野町二郎字堂野	田		6,210円/1筆			
		277-1 北区有野町二郎字堂野	621 田		2,670円/1筆			
		277-3	267					
		北区有野町二郎字庵野 283-1	田 925		9,250円/1筆			
		北区有野町二郎字庵野	田		2,110円/1筆			
		284	211					
神戸市北区有野町	神戸市北区有野町	北区有野町二郎字堂野 270	田 1,457	本公告日 令和16年12月31日	14,570円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
温井 孝洋	前中 紀子	270	1, 457	7 和10平12月31日				の指定する預金口座へ振
								り込む。
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町平田字五計代	田	本公告目		使用貸借権設定	水田として利用	
上野 剛詩	上野 良作	124-1 北区道場町平田字五計代	1,723 ⊞	令和16年12月31日				
T 20 193110	127 1	124-2	280					
		北区道場町平田字五計代 124-3	田 867					
		北区道場町平田字五計代	田					
		125-1 北区道場町平田字五計代	1,310 ⊞					
		125-2	236					
		北区道場町平田字五計代 125-3	田 879					
		北区道場町平田字八反田	田					
		300-1 北区道場町平田字西垣内	1,326 田					
		707	426					
		北区道場町平田字西垣内 708	田 628					
		北区道場町平田字西垣内	田 105					
		716	1, 497					
油豆主业区溢倡时	<b>大阪広典市市長脚半売</b>	<b>小区况指此业口亭滩</b> 迎		<b>大</b> 八生口		<b>油田伐州按</b> 凯宁	プロレーマ利田	
神戸市北区道場町	大阪府豊中市長興寺南	北区道場町平田字溝迎 619	田 1,038	本公告日 令和16年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
下浦 能尚	北奥 巖	北区道場町平田字溝迎 620-1	田 275					
		北区道場町平田字溝迎	田					
		620-2 北区道場町平田字溝迎	2. 08 田					
		621-1	140					
		北区道場町平田字溝迎 621-2	田 120					
		北区道場町平田字南垣内	田					
		650	2,215の内2,135					
神戸市北区道場町	神戸市北区道場町	北区道場町塩田字東城谷 1138	田 2,171	令和7年4月1日 令和16年12月31日	23,881円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
木下 健二	木下 博司	1100	ω, 111	14 14 10 T 12 71 31 H				の住所へ持参する。
	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e	1		1	1	1	1	1

神戸市北区上津台	神戸市北区大沢町	北区大沢町上大沢字善入上	田 1 000 の 中1 400	本公告目	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
小西 雄一郎	上田 豊子	2235-1	1,838の内1,400	令和16年12月31日				中に保る信員の主観を中 の指定する預金口座へ振 り込む。
三田市狭間が丘	三田市高次	北区長尾町上津字奥井	田 650	本公告目 令和16年12月31日	2,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年に係る借賃の全額を甲
久山 敬二	親谷 知佐子	北区長尾町上津字奥井 5380	田 1,406	. ,,,,,,,,	5,500円/1筆			の住所へ持参する。
神戸市須磨区神の谷	明石市大久保町	西区平野町向井字東谷	田 74	令和7年4月1日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
嶋田 広子	戸田 陽雄	075	74	令和8年3月31日				
神戸市須磨区神の谷	神戸市西区中野	西区平野町向井字東谷	田 879	令和7年4月1日	14,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の指定す
嶋田 広子	戸田 正苗	676	879	令和8年3月31日				る預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区青山台	神戸市西区井吹台	西区神出町紫合字尾崎	田 1,005	令和7年4月1日 令和8年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和7年12月20日までに 借賃の全額を甲の住所へ
HOPKIN SEAN PAUL ホブキン ショーン	芦田 賢太郎	30-2	1, 265	<b>令和8年3月3</b> Ⅰ日				持参する。
尼崎市水堂町	加古郡播磨町	西区伊川谷町井吹字前ノ谷	田	令和7年4月1日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
宮岡 雄一	長尾 髙明	393-1	598	令和10年3月31日				年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町細田字平町	田 742の内532	本公告日令和10年3月31日	1,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
藤田 隆美	藤田 新之	1	1237,3002	NATE   03.01A				甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町前開字松本坊	田	令和7年4月1日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
楠本 俊裕	石本 修一	188 西区伊川谷町前開字松本坊 189	1, 439 田 1, 570	令和12年3月31日	15,000円/1筆			年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町前開字縄手	田 1,502	令和7年4月1日 令和12年3月31日	玄米60kg/1筝	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全量を
山岡 鉄治	樫原 秀樹	西区伊川谷町前開字三ツ谷 1774	田 1,328	力 4012年 2 月 21日	玄米30kg/1筆			甲の住所へ持参する。
		西区伊川谷町前開字三ツ谷 1779	田 835		玄米30kg/1筆			
		西区伊川谷町前開字三ツ谷 1781	田 1,663		玄米60kg/1筆			
神戸市西区押部谷町福住628-370	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町福住字下川原	田	令和7年4月1日	6,277円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	財田和明	756-1 西区押部谷町福住字下川原 756-2	586 畑 1, 468	令和12年3月31日	15,723円/1筆		普通畑として利用	年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。

神戸市西区押部谷町福住628-370	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町西盛字下津井	田 1,726	令和7年4月1日 令和12年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
合同会社陽だまり農園 代表社員 西村 栄二	岩本 正夫	西区押部谷町西盛字向井 788-1	田 1,003	57412-571014	14,701円/1筆			甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字手古 495	田 3,021	令和7年4月1日 令和12年3月31日	, ,,,,	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
光富 吉友	川本 賢洋	西区押部谷町高和字堂西 1287-1	田 2,067		20,670円/1筆			甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字手古 501	田 3,007	令和7年4月1日 令和12年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
川本 享秀	藤本 節郎	501	3,007	为和12平3月31日				甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字手古	田	令和7年4月1日	30,050円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
三ツ江 泰啓	寺口 長雄	505	3,005	令和12年3月31日				年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字溝田	田 1 405	令和7年4月1日	14,350円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
松下 栄美	川本 賢洋	571	1, 435	令和12年3月31日				甲の住所へ持参する。
神戸市西区樫野台	神戸市北区花山中尾台	西区押部谷町高和字溝田 599-1	田 1,112	令和7年4月1日 令和12年3月31日	11,120円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
多鹿 博之	池田 建人	西区押部谷町高和字孫市648	田 3, 104	57412-571014	31,040円/1筆			甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台	神戸市北区花山中尾台	西区押部谷町高和字溝田	田 2,222	令和7年4月1日 令和12年3月31日	22,220円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
三ツ江 泰啓	池田 建人	西区押部谷町高和字溝田 613-1	2, 222 団 2, 540	7 和12年 3 月 31 日	25,400円/1筆			甲の住所へ持参する。
		西区押部谷町高和字溝田613-2	田 600		6,000円/1筆			
		西区押部谷町高和字孫市 640	田 1,460		14,600円/1筆			
神戸市西区押部谷町	神戸市北区花山中尾台	西区押部谷町高和字大坪	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
藤本 広恵	池田 建人	789	3, 023	令和12年3月31日				年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字駕垣内	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
光冨 吉友	藤本 博之	859 西区押部谷町高和字下司垣内	2,745 田	令和12年3月31日	21,870円/1筆			年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
		1031 西区押部谷町高和字下司垣内 1033-1	2, 187 田 482		4,820円/1筆			
		西区押部谷町高和字下司垣内 1033-2	田 2,651		26,510円/1筆			
		西区押部谷町高和字堂西 1284	型 2, 272		22,720円/1筆			

神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字奥ノ坊	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
武川 泰之	藤本 博之	1451	2, 864	令和12年3月31日				年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区井吹台	神戸市垂水区泉ヶ丘	西区神出町田井字ヌタノ池	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
芦田 賢太郎	松下 松治	763-1 西区神出町田井字ヌタノ池 764-3 西区神出町宝勢字谷北 3987 西区神出町宝勢字谷北 3997	2, 111 田 533 田 1, 568 田 349	令和12年3月31日	5,863円/1筆 17,248円/1筆 3,839円/1筆			年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市兵庫区石井町	神戸市西区神出町 西馬 重治	西区神出町紫合字中筋 360	田 1,972	令和7年4月1日 令和12年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ
间原 宗	四岛 里伯							振り込む。
神戸市西区井吹台 芦田 賢太郎	神戸市西区神出町 西馬 幸子	西区神出町紫合字南手中 531-16	田 1,207	令和7年4月1日 令和12年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区井吹台	神戸市西区伊川谷町	西区神出町宝勢字下場西筋	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
芦田 賢太郎	三浦(慎	2220	2, 276	令和12年3月31日				年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市西区岩岡町	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡字前場	田	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
藤原 秀旨	後藤 志津子	2507-1 西区岩岡町岩岡字前場 2508 西区岩岡町岩岡字前場 2509-2	676 田 735 畑 484	令和12年3月31日			水田として利用普通畑として利用	
神戸市西区岩岡町	神戸市西区岩岡町	西区岩岡町岩岡字前場	田	令和7年4月1日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
芝地 建吾	松江 晴美	2582 西区岩岡町岩岡字前場 2586-2	1,867 田 2,102	令和12年3月31日	22,000円/1筆			年度に係る借賃の全額を甲の住所へ持参する。
神戸市垂水区小東山	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町和田字西ノ谷	田	本公告日		使用貸借権設定	水田として利用	
増田 幸市	岡野 弘	779	244	令和15年3月31日				
神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町前開字古畑	田	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
三譯 康嗣	古畑 秀三	135 西区伊川谷町前開字古畑 136	1,843 田 1,422	令和17年3月31日				
神戸市西区伊川谷町	神戸市須磨区白川	西区伊川谷町小寺字定連	田	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
定連 仁	古東 修	41-1 西区伊川谷町小寺字上カイ 154	2, 372 田 980	令和17年3月31日				

神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町小寺字上ノカイチ	· III	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
		400	1, 057	令和17年3月31日		DOT NOT THE BOYCE	7,7,7	
定連 仁	金月 孝弘							
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町押部字今井797	田 1, 151	令和7年4月1日 令和17年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
大中 優義	藤田 芳子		,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				甲の住所へ持参する。
サニナチ 1. C/無 4. BB			m	A 5- 2 7- 4 11 0 11	10.000 / 1.75	任 (+) (+) + + + = n , ->	1.m1) ~ 10m	E E 10 E 00 E + -2) z V ++
神戸市垂水区舞多聞	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町西盛字北垣内 204-1	田 156	令和7年4月2日 令和17年3月31日	10,000円/ 1 事	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
海川 健太郎	上谷 寛治	西区押部谷町西盛字池之下 457	田 2,004		120,000円/1筆			甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町西盛字大垣内	田	令和7年4月1日	10,680円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
上谷 明	藤谷 茂	340-1 西区押部谷町西盛字池之下 460-1	1,068 田 1,127	令和17年3月31日	11,270円/1筆			年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町西盛字職垣内 721-1	田 1,916	令和7年4月1日 令和17年3月31日	19,160円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
山本 睦	藤谷 茂	721-1	1, 910	可16代6年1114年				甲の住所へ持参する。
神戸市西区北山台	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字溝田	田	令和7年4月1日	13,600円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
三ツ江 泰啓	池田 淳司	591-1 西区押部谷町高和字孫市	1, 360 ⊞	令和17年3月31日	31,600円/1筆			年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
三/仁 茶合	他田 伊미	四戶作部分門 南和于旅川 649	3, 168		31,000円/ 1 率			10E/1 109/08
神戸市西区樫野台	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字西山ノ下	田	令和7年4月1日	6,600円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
多鹿 博之	池田 淳司	616-1 西区押部谷町高和字西山ノ下	661 田	令和17年3月31日	6,400円/1筆			年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
		617-1	641					
神戸市西区押部谷町	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字西山ノ下	田	令和7年4月1日	5,200円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該
寺口 智子	池田 美津子	622-1	527	令和17年3月31日				年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。
, , ,	10H XP1							
神戸市垂水区西舞子	神戸市須磨区高倉台	西区押部谷町高和字萱本	田 323	令和7年4月1日 令和17年3月31日	3,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を
中野 信吾	繁田 和彦	1134	323	〒和17年3月31日				甲の住所へ持参する。
神戸市西区桜が丘	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町和田字谷合252	田	令和7年4月1日 令和17年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額及
北井 健久	藤本 正徳	西区押部谷町和田字山ノ下	1,050 田	市和17年3月31日	7,171円/1筆			び全量を甲の住所へ持参
		386-1 西区押部谷町和田字山ノ下	1, 794 ⊞		玄米38.42kg/1筆 4,029円/1筆			する。
		386-2	1,008		玄米21.52kg/1筆			
		西区押部谷町和田字内町 589	田 1,661		6,640円/1筆 玄米30kg/1筆			
					1	1	1	

神戸市西区枝吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 藤本 美明	西区押部谷町和田字山ノ下 374 西区押部谷町和田字山ノ下 377 西区押部谷町和田字内町 1036	田 2,950 田 1,502 田 1,194		44,250円/1筆 22,530円/1筆 8,000円/1筆	賃貸借権設定		毎年12月20日までに当該 年度に係る借貸の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市西区桜が丘 北井 健久	神戸市西区押部谷町 北井 利治	西区押部谷町和田字山ノ下 399	田 235	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区桜が丘 北井 健久	神戸市西区押部谷町 藤本 政尊	西区押部谷町和田字内町 587 西区押部谷町和田字上古野 631	田 742 田 1,025	令和7年4月1日 令和17年3月31日	玄米30kg/1筆 玄米30kg/1筆	賃貸借権設定		毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全量を 甲の住所へ持参する。
神戸市西区校吉 森田 守	神戸市西区押部谷町 北井 武男	西区押部谷町和田字内町 1011 西区押部谷町和田字内町 1052	田 768 畑 393	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,500円/1筆 5,800円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに当該 年度に係る借貸の全額を 甲の指定する預金口座へ 振り込む。
神戸市垂水区西舞子 中野 信吾	姬路市広畑区小坂 政井 修	西区平野町堅田字北西山 1155	H 430	令和7年4月1日 令和17年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定		毎年12月20日までに当該 年度に係る借賃の全額を 甲の住所へ持参する。

#### (2) 中間管理事業

		利用権を設定する	5土地	設定する利用権			内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸借料	ー 権利の種類 (備 考)	の利用目的	借賃の支払の方法
			認定面積 m²	終了年月日	作物		を含む。)	
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市北区長尾町	北区長尾町上津字杭ケ内 4778	田 1,352	令和7年4月1日 令和17年3月31日	13,520円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度2月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	善入 大介	北区長尾町上津字杭ケ内 4788	田 1,387		13,870円/1筆			支払う。
在事及 寸尾 及五		北区長尾町上津字杭ケ内	田		20,240円/1筆			
		4789 北区長尾町上津字杭ケ内	2, 024 田		24,140円/1筆			
神戸市北区大沢町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	4792	2, 414		00 000 / 1 /#			毎年度1月中に甲 の指定する方法で
石井 孝雄	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	北区長尾町上津字杭ケ内 4793	田 2, 383		23,830円/1筆			支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市須磨区西落合	北区淡河町淡河字宮田	田	令和7年4月1日	15,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙
公益社団法人ひょうご農林機構	上山 寛三	2330 北区淡河町淡河字宮田	2, 075 田	令和17年3月31日	12,200円/1筆			の指定する方法で 支払う。
理事長 寺尾 俊弘		2347	1, 488					
神戸市北区淡河町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲
富澤 希望	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市北区八多町	北区八多町附物字小路畑谷	<b>B</b>	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構	鷲尾 厚代	1612 北区八多町附物字北ノ坊	1, 944 ⊞	令和17年3月31日				
理事長 寺尾 俊弘		1635	2, 029					
	大阪府東大阪市長堂							
	鷲尾 崇							
	加東市社							
	迫田 幸子							
神戸市北区八多町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
北岡 幹喜男	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	西宮市樋之池町	北区淡河町萩原字山崎	田 3,244	令和7年4月1日 令和17年3月31日	15,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	北野 将太郎	1526 北区淡河町萩原字堂ノ西 1612	5, 244 田 2, 943	予和17年3月31日	15,000円/1筆			支払う。
神戸市北区淡河町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲 の指定する方法で
石井 俊也	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							支払う。

神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市北区道場町	北区道場町日下部字九頭ノ森	田	令和7年4月1日	26,040円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	山村 顕治	391	1, 941	令和27年3月31日				の指定する方法で 支払う。
西宮市山口町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲
加藤 悠太	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町前開字安養坊 287	田 2 000 のけ1 000		120,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	山本 孝英	281	3,099の内1,008	令和17年3月31日				支払う。
神戸市西区白水	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲
佐々木 隆仁	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町押部字西ノ垣内 880	田 1,583	令和7年4月1日 令和17年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	大中 基史	西区押部谷町押部字西ノ垣内 883 西区押部谷町押部字西ノ垣内 885	田 267 田 477	7,411,4-3,731,1				
神戸市北区幸陽町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							
泉山 祐士	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区押部谷町	西区押部谷町高和字溝田	田	令和7年4月1日 全和7年2月1日	40,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	寺口 智子	611- 1	2, 918	令和17年3月31日				支払う。
神戸市西区桜が丘	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲
恵良 優太朗	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区平野町	西区平野町慶明字久保田	田	令和7年4月1日 全和7年2月1日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	松井 信博	338	554	令和17年3月31日				支払う。
神戸市西区水谷	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	<del> </del>						毎年度11月中に甲 の指定する方法で
稲垣 将幸	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							支払う。

神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区平野町	西区平野町堅田字下川原	田	令和7年4月1日	23,960円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	石井 正人	1019	2, 396	令和17年3月31日				の指定する方法で 支払う。
神戸市西区桜が丘	神戸市中央区下山手通5丁目7-18							毎年度11月中に甲
恵良 優太朗	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区平野町	西区平野町黒田字中鍋谷	畑	令和7年4月1日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年度12月中に乙
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	津村 崇夫	755-1	1,567の内967	令和17年3月31日				の指定する方法で 支払う。
明石市東人丸町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	$\dashv$						毎年度11月中に甲
官内 克浩	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区伊川谷町	西区平野町中津字子ビケ鼻	田	令和7年4月1日	8,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で
公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	藤田 素子	2460	805	令和17年3月31日				支払う。
神戸市西区水谷	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	+						毎年度11月中に甲
稲垣 将幸	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18	神戸市西区神出町	西区神出町東字池ノ澤	田	令和7年4月1日		使用貸借権設定	水田として利用	
公益社団法人ひょうご農林機構	藤本 和俊	1979	2, 259	令和17年3月31日				
理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町							
	藤本 初美							
	三木市志染町							
	金井 成美							
	姫路市網干区浜田							
	藤本 能史							
神戸市西区神出町	神戸市中央区下山手通5丁目7-18	4						
藤本 裕子	公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町長田 義郎	西区神出町田井字田井裏 1515 西区神出町北字清水谷 1103	田 2,338 田 1,958	令和7年4月1日 令和17年3月31日	11,690円/1筆 9,790円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
神戸市西区神出町北465-3 神出ファームビレッジ内 農事組合法人神出北営農組合 代表理事 西馬 伸彦	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区神出町 中日奈 佐和子	西区神出町紫合字中筋 329-1	田 1,463	令和7年4月1日 令和17年3月31日	50,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中に乙 の指定する方法で 支払う。
神戸市西区神出町 常石 剛志	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							毎年度11月中に甲 の指定する方法で 支払う。
神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	神戸市西区伊川谷町 長尾 克巳	西区伊川谷町別府字辻ヶ内 1745-89	田 710	令和7年4月1日 令和23年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町井吹223-2 農事組合法人井吹南営農組合 代表理事 三浦 正夫	神戸市中央区下山手通5丁目7-18 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘							

#### (3)解除条件付

		利用権を設定する	上地	設定する和	利用権		内容(土地	
利用権の設定をうける者(乙)	利用権を設定する者(甲)	土地の所在地	現況地目 認定面積 ㎡	開始年月日 終了年月日	貸借料作物	ー 権利の種類 (備 考)	の利用目的を含む。)	借賃の支払の方法
神戸市東灘区魚崎 大木 孝一	神戸市西区伊川谷町 北井 敏明	西区伊川谷町長坂字森金 193-1	田一部宅地725の内30	本公告日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	農業用施設用地として利用	
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区伊川谷町 中野 俊樹	西区伊川谷町布施畑字上ノ山 344	田 727	令和7年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
西宮市甲陽園目神山町 大谷 志保	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 702	田 1,725の内863	令和7年4月1日 令和11年3月31日	10,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区塩屋町 佐田 真智子	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原 702	田 1,725の内862	令和7年4月1日 令和11年3月31日	10,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市中央区北野町 小泉 寛明	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原703	田 1,952の内976	令和7年4月1日 令和11年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借售 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
加古川市志方町 和田 沙央梨	神戸市西区押部谷町 藤田 昌宏	西区押部谷町福住字上川原703	田 1,952の内976	令和7年4月1日 令和11年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借售 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市西区伊川谷町布施畑578 株式会社リアルエステート中野 代表取締役 中野 邦彦	神戸市西区平野町 藤原 靖司	西区平野町中津字市/坪 2-1 西区平野町中津字室長 21-1 西区平野町中津字北浦 288-2 西区平野町中津字北浦 288-3	田 2,319 田 1,520 田 500 田 579	令和7年4月1日 令和11年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区星和台 近藤 三奈子	神戸市西区伊川谷町 澤田 和暁	西区平野町中津字子ビケ鼻 2459	田 1,149の内589	本公告日 令和10年3月31日	12,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

神戸市東灘区岡本 大河原 篤	明石市和坂 石田 郁子	西区押部谷町押部字西ノ垣内 861	田 999	令和7年4月1日 令和12年3月31日		賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込
								み、全量を甲の住所 へ持参する。
神戸市垂水区名谷町 喜入 陽明	神戸市西区伊川谷町 長尾 和人	西区押部谷町押部字西ノ垣内 862	田 1,135の内568	令和7年4月1日 令和12年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込む。
神戸市垂水区名谷町 喜入 愛美	神戸市西区伊川谷町 長尾 和人	西区押部谷町押部字西/垣内 862	田 1,135の内567	令和7年4月1日 令和12年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市西区糀台 橋本 行史	神戸市西区平野町 安福 光子	西区平野町繁田字才前 75 西区平野町繁田字才前 75-2	田 362 田 231	本公告日 令和11年3月31日	3,663円/1筆 2,337円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑Life 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 分玉 かおり	西区神出町北字大北 824-1	田 2, 246	本公告日 令和11年3月31日	113,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑Life 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 室山 八郎	西区神出町北字大北 836-1 西区神出町北字大北 836-2	田 812 田 910	本公告日 令和11年3月31日	49,512円/1筆 55,488円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市中央区生田町3丁目3-19、4F 株式会社 畑Life 代表取締役 小笠原 由晃	神戸市西区神出町 萩原 秋男	西区神出町宝勢字坊主谷 4871 西区神出町宝勢字坊主谷 4872 西区神出町宝勢字坊主谷 4872 西区神出町宝勢字坊主谷 4880 西区神出町宝勢字坊主谷 4881	知 1, 118 知 1, 296 知 1, 204 知 1, 763	本公告日 令和11年3月31日	12, 466円/1筆 14, 451円/1筆 13, 425円/1筆 19, 658円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の指定す る預金口座へ振り込 む。
神戸市東灘区本山 北詰 真由美	神戸市西区平野町 中部 之夫	西区平野町黒田字宮ノ後 471-16	田 1,717の内718	本公告日 令和16年3月31日	10,770円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。
神戸市東灘区本山 北詰 裕司	神戸市西区平野町 中部 之夫	西区平野町黒田字宮ノ後 471-16	田 1,717の内999	本公告日 令和16年3月31日	14,985円/1 筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日までに 当該年度に係る借賃 の全額を甲の住所へ 持参する。

神戸市公告

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示 (令和7年兵庫県告示)があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

- 3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北)
- 3 事務所の所在地

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

- 4 事業地の所在
  - ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

神戸市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区加納町6丁目5番1号神戸市建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設道路事業

- 3.5.86号 塩屋多井畑線(大谷北)
- 3 事業施行期間

自平成30年10月19日, 至令和14年3月31日

- 4 事業地
  - ア 収用の部分

変更なし

イ 使用の部分

なし

#### 神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令(昭和44年政令第254号)第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		土	地の	表示		変更内容
市	区	町	字	地番	面積	<b>爱</b> 史的谷
						農業用施設
神戸	西	   神出町東	大将軍	1685 番1のうち	271 ㎡のうち	用地に用途
177		1т Ш №1 Ж	八小中	別図の斜線部分	39 m²	区分を変更
						する。

別図は省略する。

#### 神戸市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 雲井通6丁目地区市街地再開発ビル 神戸市中央区雲井通6丁目1番15号
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
サンシティビル株式会社	神戸市中央区雲井通5丁目3番1号	代表取締役 永井 康雄
株式会社アボード	兵庫県川西市丸の内町 10番2-702 号	代表取締役 渋谷 旬
株式会社センター興産	神戸市中央区京町 79 番地	代表取締役 南 健次郎
有限会社可扇堂	埼玉県新座市新堀1丁目12番10号	代表取締役 溝口 富美子
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1 号	代表取締役 常陰 均
他3名		

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
サンシティビル株式会社	神戸市中央区雲井通6丁目1番15 号	代表取締役 佐々木 浩
株式会社アボード	兵庫県川西市丸の内町 10番2-702 号	代表取締役 渋谷 旬
株式会社センター興産	神戸市中央区京町 79 番地	代表取締役 南 健次郎

有限会社可扇堂	東京都東久留米市ひばりが丘団地8 -13	代表取締役 溝口 富美子
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1 号	代表取締役 大山 一也
他 3 名		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 村井 正平
株式会社チョダ	東京都杉並区成田東4丁目 39番8号	代表取締役 舟橋 浩司
セイコーリテールマーケティ ング株式会社	東京都港区虎ノ門2丁目8 番10号	代表取締役 庄山 昌彦
株式会社マルシェ	東京都江東区大島4丁目6 番1号	代表取締役 石井 仁
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1	代表取締役 江尻 義久
株式会社ロベリア	東京都江東区越中島2丁目 1番38号	代表取締役 柳田 文子
株式会社ICI石井スポーツ	東京都新宿区本塩町7番 26号	代表取締役 松山 盟
株式会社ジュンク堂書店	神戸市中央区三宮町1丁目 6番18号	代表取締役 工藤 恭孝
愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道4丁目 9番12号	代表取締役 下條 三千夫
株式会社ポポンデッタ	東京都千代田区外神田3-3-3	代表取締役 太田 和伸
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥
株式会社内田	神戸市中央区若菜通5丁目 1番25号	代表取締役 内田 嵩
株式会社プラザクリエイトイ メージング	東京都中央区晴海1丁目8 番10号	代表取締役 大島 康広
株式会社コスモネット	京都市中京区烏丸通四条上 る笋町 689 番地	代表取締役 三上 明

### (変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社ダイエー	神戸市中央区港島中町4丁目1番1	代表取締役 西峠 泰男

株式会社ハニーズホールデイ	福島県いわき市鹿島町走熊	代表取締役
ングス	字七本松 27-1	江尻 英介
株式会社ロベリア	東京都江東区塩浜2-4-20	代表取締役     吉田 孝江
サナヘ <u>なも美ジーン</u> を要す	東京都中央区日本橋2丁目	代表取締役
株式会社丸善ジュンク堂書店	3番10号	中川 清貴
   愛眼株式会社	大阪市天王寺区大道4丁目	代表取締役
交 版 / 1 / 1 / 1 / 1	9番12号	下條 三千夫
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2丁目	代表取締役
	21番1号	城戸 一弥
株式会社コスモネット	京都市中京区烏丸通四条上	代表取締役   三上 明
	る笋町 689 番地 神戸市北区緑町 3 丁目 2 -	三上 明   代表取締役
有限会社リフォームプロ	143   14	鈴木 真由美
	大阪市中央区平野町3-3-	代表取締役
ローカスト株式会社	10 浅野ビル 3 F	山本修司
サートクセンドットリン	東京都千代田区丸の内1丁	代表取締役
株式会社アダストリア	目 9 番 2	木村 治
	埼玉県さいたま市浦安木崎	代表取締役
株式会社M-Factory グループ	4-6-9 サンパーク木崎	永野 健太郎
	305	,
株式会社大阪メトロサービス	大阪市北区豊崎6丁目5番	代表取締役
株式会社アルカスインターナ	8号 神戸市中央区港島中町6丁	山口 博章 代表取締役
ショナル		内山 誠一
	埼玉県越谷市レイクタウン	代表取締役
株式会社イオンボディ	3-1-1	藤田 紀久子
合同会社ソメイユ	東京都世田谷区太子堂2-	代表取締役
百円云紅ノグイエ	7 - 2	篠宮 恵美
株式会社 ADESSO	神戸市中央区江戸町85-1	代表取締役
PRO CEL INDESC		尾崎 道孝
株式会社ジーフット	東京都中央区新川1丁目	代表取締役     木下 尚久
	23 番 5 号     茨城県つくば市小野崎	木下 尚久   代表取締役
株式会社ライトオン	次級原ラベは川小野崎   260-1	藤原祐介
株式会社クォーターバックカ	大阪市中央区内本町1-2-	代表取締役
ンパニー	12	和田 聖子
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東	代表取締役
1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/	1丁目4番14号	矢野 靖二
株式会社 Root-Kobe	神戸市東灘区御影山手3-	代表取締役
	13-7-103	井原亨
株式会社ハピネットベンディングサービス	東京都台東区駒形2丁目4 番5号駒形CAビル	代表取締役   石田 政昭
	宙り ケ州ル CA C /V	代表取締役
株式会社トリアイナ	東京都江東区青海2-7-4	中山 晴稔

## 3 変更の年月日及び変更する理由

- 2(1)については、令和4年2月15日 住所変更等のため。
- 2(2)については、令和5年10月27日 入店等のため。

- 4 届出年月日 令和6年10月3日
- 5 縦覧期間令和7年4月1日から令和7年8月1日まで
- 6 縦覧場所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階 神戸市経済観光局経済政策課

#### 神戸市公告

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定が準用する同法第 5 条第 3 項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第 2 項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地神戸御幸ビル商業施設神戸市中央区明石町44番地
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の 氏名

#### (変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番 27号	代表取締役 三明 秀二

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社御幸ビルディング	名古屋市中区錦3丁目20番 27号	代表取締役 目時 義通

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者の氏名

#### (変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 澤田 太郎

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者 の氏名
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場2丁目18番11号	代表取締役 宗森 耕二

#### 3 変更の年月日

- 2(1)については、令和6年9月20日。
- 2(2)については、令和6年3月1日。
- 4 変更する理由
  - 2(1)については、代表者変更のため。
  - 2(2)については、代表者変更のため。
- 5 届出年月日 令和6年11月8日
- 6 縦覧期間

令和7年4月1日から令和7年8月1日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

#### 神戸市公告

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項の規定が準用する同法第 5 条第 3 項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第 2 項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年4月1日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年4月1日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ライフ長田店 神戸市長田区北町1丁目4番1他
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーシ	東京都中央区日本橋本町2丁目6番3	代表取締役
ョン	号	岩崎 高治

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

#### (変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	東京都中央区日本橋3丁目6番2号	代表取締役 岩崎 高治
株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番 地4	代表取締役 杉浦 広一
株式会社ネクサスソフトバン ク	大阪市中央区農人橋1丁目1番22号	代表取締役 白木 政宏

#### (変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2丁目2番22号	代表取締役 岩崎 高治

株式会社スギ薬局	愛知県安城市三河安城町1丁目8番 地4	代表取締役 杉浦 克典
株式会社キャンドゥ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号	代表取締役 城戸 一弥

#### 3 変更の年月日及び変更する理由

- 2(1)については令和5年5月27日、本店所在地移転のため。
- 2(2)については、株式会社ライフコーポレーションは令和5年5月27日、本店所在地移転のため、株式会社スギ薬局は令和5年5月29日、代表者変更のため、株式会社ネクサスソフトバンクは平成21年9月20日、退店のため、株式会社キャンドゥは令和4年2月14日、入店のため。
- 4 届出年月日令和6年9月27日
- 5 縦覧期間令和7年4月1日から令和7年8月1日まで
- 6 縦覧場所 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階 神戸市経済観光局経済政策課

### 神戸市公告

平成13年6月18日付けで締結した大石南町まちづくり協定を令和7年3月31日付けで変更締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月条例第35号)第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 神戸市公告

神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号)第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年4月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所 阪急阪神不動産株式会社 住宅事業本部長 古谷 慎一 兵庫県神戸市栄町通4丁目2番13号
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先 株式会社0KI設計 中村 昌智 兵庫県神戸市中央区磯辺通4丁目1番38号 078-940-2946
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市長田区神楽町3丁目101番7、101番19
  - (2) 敷地面積 約 775平方メートル
     (3) 建築面積 約 317平方メートル
     (4) 延べ面積 約1,702平方メートル
  - (5) 高さ 約 21.2メートル(6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数
     地上7階

     (8) 建物用途
     共同住宅
- 4 縦覧の期間

令和7年4月1日から令和7年4月14日まで

#### 神戸市水道告示第1号

神戸市指定給水装置工事事業者規程(平成10年3月水道管理規程第10号)第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年4月1日

神戸市水道事業管理者 藤 原 政 幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42430	株式会社マツケン	大阪府池田市神田 三丁目 20番 21号	安積 英樹	令和7年3月31日
42431	シンワクライム 株式会社	西宮市若草町二丁目 5番12号	鈴木 哲也	令和7年3月31日
42432	株式会社 ダスキン	大阪府吹田市豊津町 1番33号	大久保 裕行	令和7年3月31日
42433	いまだ	尼崎市東桜木町 93番地の1	今田 知生	令和7年3月31日
42434	0. N. I. サービス	加古川市東神吉町 出河原 468-1	西田和宏	令和7年3月31日

神戸市交通告示第7号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、同規定に基づき告示する。

令和7年3月24日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

受託者及び指定日	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地	定期券発売所運営業務	令和7年4月1日から
神姫バス株式会社		令和10年1月15日まで
代表取締役社長 長尾 真		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
令和7年4月1日		
神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号	定期券発売業務	令和7年4月1日から
神戸電鉄株式会社		令和8年3月31日まで
代表取締役社長 寺田 信彦		
令和7年4月1日		
明石市松が丘2丁目2番6号	共用乗車券発売業務	令和7年4月1日から
明舞センター商店会		令和8年3月31日まで
会長 小林 明夫		
令和7年4月1日		
神戸市兵庫区荒田町1丁目20番2号	カード発売業務	令和7年4月1日から
神鉄観光株式会社	定期券発売業務	令和8年3月31日まで
取締役社長 井本 昌彦		
令和7年4月1日		
大阪市福島区鷺洲1丁目1番31号	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
株式会社阪神コンテンツリンク		令和8年3月31日まで
執行役員 野田 英明		
令和7年4月1日		
大阪市西区西本町3丁目1番 14 号松屋レジ	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
デンス1階		令和8年3月31日まで
有限会社レールクラフト		
代表取締役 松谷 直樹		
令和7年4月1日		
神戸市垂水区霞ヶ丘3丁目1番47号	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
総合製作サークル幻視工房		令和8年3月31日まで
代表 中野 雄基		
令和7年4月1日		
神戸市西区小山2丁目1番8号	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
株式会社神戸コスモス		令和8年3月31日まで
代表取締役社長 堀口 寛之		
令和7年4月1日		
東京都大田区平和島	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
5丁目4番1号		令和8年3月31日まで
株式会社はとバスエージェンシー		
代表取締役 野嶋 俊成		
令和7年4月1日		

東大阪市菱江2丁目4番10号	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
Sanyo トラフィコ株式会社		令和8年3月31日まで
代表取締役 森園 昌弘		14 11/10 1 0 / 4 0 2 1/10 (
令和7年4月1日		
大阪市北区芝田1丁目1番3号 阪急三番	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
街		令和8年3月31日まで
株式会社 紀伊國屋書店 梅田本店		
店長 長谷川 紀雄		
令和7年4月1日		
大阪市西淀川区柏里2丁目3番9号	企画商品販売業務	令和7年4月1日から
松本商事株式会社		令和8年3月31日まで
代表取締役 松本 信弘		
令和7年4月1日		
	企画乗車券販売業務	令和7年4月1日から
株式会社阪急阪神ホテルズ		令和8年3月31日まで
代表取締役社長 山中 直義		
令和7年4月1日		
	企画乗車券販売業務	令和7年4月1日から
Daikanyama MAIN 棟 3F		令和8年3月31日まで
RYDE株式会社		
代表取締役 杉崎 正哉		
令和7年4月1日	ᄉ ᆂᄱᆙᆈᆔᆚᄹ <i>ᅺ</i> ᄹ	人物方法(日本日)之
	会費徴収業務	令和7年4月1日から
株式会社ローソンエンタテインメント		令和8年3月31日まで
代表取締役社長 野口 透		
	 広告取扱業務及び業務広告掲	令和5年4月1日から
	出撤去業務	令和9年3月31日まで
株式会社	山瓜厶未彷	7443年3万31日よく
代表取締役   上田   均		
令和7年4月1日		
	Uライン三宮ビル総合管理業	令和7年4月1日から
	務	令和8年3月31日まで
代表取締役 梅田 毅		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
令和6年4月1日		
	パルティ総合管理業務	令和7年4月1日から
株式会社こうべ未来都市機構		令和8年3月31日まで
代表取締役社長 山平 晃嗣		
令和7年4月1日		

神戸市交通告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)の指定について、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月24日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

指定納付受託者	委託業務	指定日	委託期間
東京都港区南青山5丁目1- 22 青山ライズスクエア 株式会社 ジェーシービー 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好	定期券発売所および自 動定期券発行機におい て、カード決済により 発売した定期券の料金 市営地下鉄各駅におけ	令和7年4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
一里 177	るタッチ決済カード等 による乗車料金		
大阪市中央区今橋四丁目5番 15号 三井住友カード株式会社 代表取締役社長 大西 幸彦	市営地下鉄各駅におけるタッチ決済カード等 による乗車料金	令和7年4月1日	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

#### 神戸市交通告示第9号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、自動車事業及び高速鉄道事業の旅客運賃等の徴収事務を含む業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示する。令和7年4月1日

神戸市交通事業管理者 城南 雅一

委託者	委託業務	委託期間
姫路市西駅前町1番地 神姫バス株式会社 代表取締役社長 長尾 真	落合営業所管理委託業務 西神営業所管理委託業務 中央南営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号 山陽バス株式会社 代表取締役社長 長谷川 真一	清水が丘営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
大阪府池田市井口堂1丁目9番21号 阪急バス株式会社 代表取締役社長 三田 和司	松原営業所管理委託業務 魚崎営業所管理委託業務	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和7年4月1日

神戸市選挙管理委員会 委員長 村 上 雅 彦

神戸市選告示第1号

#### 公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程(昭和50年10月選告示第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- 1 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正 後部分に改める。
- 2 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後改正前(投票用封筒及び仮投票用封筒の印)(投票用封筒及び仮投票用封筒の印)

第4条 令第53条(投票用紙、投票用封 筒及び不在者投票証明書の交付)第1 項及び令第59条の4(郵便等による不 在者投票における投票用紙及び投票用 封筒の請求及び交付)第4項の規定に よる投票用封筒に押すべき印並びに法 第50条(選挙人の確認及び投票の拒 否)第4項、第5項及び令第41条(代 理投票の仮投票)第4項の規定による 仮投票用封筒に押すべき印は、市委員 会の印とし、刷込式とする。

第4条 令第53条(投票用紙、投票用 封筒及び不在者投票証明書の交付) 第1項並びに令第59条の4(郵便等 による不在者投票における投票用紙 及び投票用封筒の請求及び交付)<u>第</u> 3項の規定による投票用封筒に押す

べき印は、市委員会の印とし、刷込

式とする。

2 法第50条(選挙人の確認及び投票 の拒否)第4項及び第5項並びに令 第41条(代理投票の仮投票)第4項 の規定による仮投票用封筒に押すべ き印は、区委員会の印とする。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年4月1日

神戸市人事委員会 委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第6号

労務職員採用の選考に関する規則の一部を改正する規則

(労務職員採用の選考に関する規則)

第1条 労務職員採用の選考に関する規則(平成4年10月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」とい う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
引表				別表			
項	職	資格要件	項	資格 要件			
1	[略]	[略]	1	[略]			
2	調理員 防疫手 営繕工	(1) 年齢18歳以上35歳未満	2	2調理員 防疫手 営繕工(1) 年齢18歳以上35歳未満			
	環境技術手 機械操作	(ただし、高速鉄道車掌及び		造園手 環境技術手 (ただし、高速鉄道車掌及び			
	手 衛生業務手 病院業	駅掌については <u>27</u> 歳未満)の		機械操作手 衛生業務手 駅掌については23歳未満)の			
	務員 土木工手 動物飼	者であること。		予防衛生業務員 病院 者であること。			
	育手 建設技術手 高速	(2) 必要に応じて行う筆記考		業務員 土木工手 動物(2) 必要に応じて行う筆記考			
	鉄道車掌 駅掌 保線技	査又は実地考査に合格する		飼育手 建設技術手 甲 査又は実地考査に合格する			
	士 電気機械技士 業務	こと。		板員 機関員 高速鉄道 こと。			
	職員 守衛 更生業務員			車掌 駅掌 保線技士			
	施設管理員 管理員			電気機械技士 業務職員			
				守衛 更生業務員 介			
				護業務員 施設管理員			
				管理員			
3	助手(電工 防疫手 営	(1) 年齢15歳以上18歳未満の	3	助手(電工 防疫手 営(1) 年齢15歳以上18歳未満の			
	繕工 機械操作手 衛生	者であること。		繕工 <u>造園手</u> 機械操作 者であること。			
	業務手 病院業務員 土	(2) 電工助手については、採		手 衛生業務手 <u>予防衛</u> (2) 電工助手については、採			
	木工手 動物飼育手 建	用後の修習訓練により適当		生業務員 病院業務員 用後の修習訓練により適当			
	設技術手 施設管理員	な期間内に職に必要な技能		土木工手 動物飼育手 な期間内に職に必要な技能			
	管理員の助手に限る。)	等を取得するに至る見込み		建設技術手 甲板員 機 等を取得するに至る見込み			
		が確実な者であること。		関員 施設管理員 管理 が確実な者であること。			
		(3) 必要に応じて行う筆記考		員の助手に限る。) (3) 必要に応じて行う筆記考			
		査又は実地考査に合格する		査又は実地考査に合格する			
		こと。		こと。			

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

神戸市人事委員会 委員長 芝原 貴文

神戸市人事委員会規則第10号

神戸市職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(神戸市職員の定年等に関する条例施行規則)

第1条 神戸市職員の定年等に関する条例施行規則 (昭和60年3月人委規則第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前			
別表 1			表 1			
福祉局	局長、副局長、部長、監査指	福	<b>虽祉局</b>	局長、副局長、部長、 <u>和光園</u>		
	導部長、政策課長、政策課課			長、監査指導部長、政策課		
	長、相談支援課長、相談支援			長、政策課課長、相談支援課		
	課課長、人権推進課長、人権			長、相談支援課課長、人権推		
	推進課課長、くらし支援課			進課長、人権推進課課長、<		
	長、くらし支援課課長、高齢			らし支援課長、くらし支援		
	福祉課長、高齢福祉課課長、			課課長、高齢福祉課長、高齢		
	介護保険課長、介護保険課			福祉課課長、介護保険課長、		

課長、障害福祉課長、障害福祉課長、障害者支援課長、障害者支援課課長、障害者 更生相談所長、監査指導部課長 [略] [略] 介護保険課課長、障害福祉課長、障害福祉課長、障害福祉課課長、障害者支援課課長、障害者支援課課長、障害者更生相談所長、監査指導部課長 [略] [略]

[略]

別表 4

交通局自動車部部長、高速鉄道部部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課長、石屋川営業所長、中央営業所長、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、運輸課長、運輸課長、運輸課長、運輸課長、地下鉄職員研修所長

[略]

別表 4

交通局自動車部部長、高速鉄道部部長、市バス運輸サービス課長、市バス運輸サービス課長、石屋川営業所長、中央営業所長、中央営業所長、地下鉄運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課課長、地下鉄職員研修所長

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

保健所訓令甲第1号

保健所

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年4月1日

保健所長 楠 信 也

保健所長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令 保健所長の権限に属する事務の専決規程(平成31年3月保健所訓令甲第1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(課長の専決事項)	(課長の専決事項)		
第3条 課長の専決事項は、次のとお	第3条 課長の専決事項は、次のとお		
りとする。	りとする。		
[略]	[略]		
保健所保健課課長 (予防衛生担当)	保健所保健課課長 (予防衛生担当)		
専決事項	専決事項		
	(1) 規則第7条第23号に規定する		
	結核指定医療機関の指定に関す		
	<u>ること。</u>		
(1) 神戸市長の権限に属する事務	(2) 神戸市長の権限に属する事務		

の委任に関する規則(平成31年4 月1日。以下「規則」という。) 第35条第7号に規定する不正診療 得の徴取、第9号に規定する。 報酬の支出、第10号に規定すまる。 報酬の支給、第11号に規定すまた規定で 書補償費の支給、第14号に規定 定する遺族補償でする。 第16号に規定する結構質 支給、第16号に規定する。 第17号に規定する。 第17号に規定する。 第17号に規定する。 第17号に規定する。 第4数料の支出に関すること。

保健所保健課課長 (感染症担当) 専 <u>決事項</u>

- (1) 規則第7条第27号に規定する 結核指定医療機関の指定に関す ること。
- (2) 規則第7条第1号及び第2号 に規定する届出の受付、規則第1 1号に規定する健康診断(結核に 限る。)、第12号に規定する就業 制限(結核に限る。)、第13号に 規定する法第19条及び第20条(法 第26条において準用する場合を 含む。)の規定による入院(結核 に限る。)、第14号に規定する移

の委任に関する規則(平成31年4 月1日。以下「規則」という。) 第35条第7号に規定する不正診療 程の徴取、第9号に規定する診療 報酬の支出、第10号に規定する。 養費の支給、第11号に規定する 清値費の支給、第13号に規定は規定 を計算の支給、第14号に規定 を計算の支給、第14号に規定 を計算の支給、第14号に規定 を計算を記述を 支給、第16号に規定する療養等 の支給、第17号に規定する療養等 の支給、第17号に規定する。 事務手数料の支出に関すること。

送(結核に限る。)、第15号に規定する退院(結核に限る。)、第16号に規定する苦情の申出(結核に限る。)、第21号に規定する物件に係る措置(結核に限る。)、第29号に規定する届出の受理、第51号に規定する結核患者の届出の通知に関すること。

- (3) 次に掲げる感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関 する法律(以下この号において 「法」という。)関係
  - ア 法第12条に規定する医師に よる届出の受付に関すること。
  - イ 法第13条に規定する獣医師による届出の受付に関すること。
  - ウ 法第53条の7に規定する通 報又は報告に関すること。
  - エ 法第53条の11に規定する結 核患者の入院及び退院の届出 の受付 に関すること。
  - オ 法第53条の12に規定する結 核登録票への結核患者及び結 核回復者に関すること。
  - カ 法第53条の13に規定する精 密検査の実施に関すること。
  - キ 法第53条の14に規定する家

庭訪問指導の実施に関するこ と。

ク 法施行規則第20条の3第5 項及び第6項に規定する届出 等の受付に関すること。

[略]

#### 医務薬務課長専決事項

(1) 規則第2条第3号に規定する 指導及び助言、第5号に規定する 報告の請求、立入検査及び質問並 びに<u>第6号</u>に規定する立入検査 及び収去に関すること。

#### 「略]

(11) 医療法施行規則第13条<u>第1</u>項に規定する病院報告の受付及び第13条<u>第2項</u>に規定する報告書の送付に関すること。

[略]

#### 衛生監視事務所長共通専決事項

(1) 規則第4条第1号に規定する 登録、鑑札の交付、届出、通知及 び原簿の送付、第2号に規定する 注射済票の交付、第3号に規定する 公示、第4号に規定する許可、 第5号に規定する抑留並びに第 6号に規定する報告の受付に関 すること。 [略]

#### 医務薬務課長専決事項

(1) 規則第2条第3号に規定する 指導及び助言、第5号に規定する 報告の請求、立入検査及び質問並 びに<u>第7号</u>に規定する立入検査 及び収去に関すること。

#### 「略]

(11) 医療法施行規則第13条<u>第2</u> 項に規定する病院報告の受付及 び第13条<u>第3項</u>に規定する報告 書の送付に関すること。

[略]

#### 衛生監視事務所長共通専決事項

(1) 規則第4条第1号に規定する 登録、鑑札の交付、届出、通知及 び原簿の送付、第2号に規定する 注射済票の交付、第3号に規定する 公示、第4号に規定する許可、 第5号に規定する抑留並びに第 6号に規定する報告及び届出の 受付に関すること。 「略]

「略]

保健センター長及び保健センター課 長(北須磨支所保健担当)共通専決 事項

「略]

(4) 規則第7条<u>第11号</u>に規定する 健康診断(三類感染症に限る。)、 <u>第12号</u>に規定する就業制限(三類 感染症に限る。)、<u>第21号</u>に規定 する物件に係る措置(三類感染症 及び四類感染症に限る。)に関す ること。 「略]

#### 健康科学研究所長専決事項

- (1) 規則第44条に規定する健康科 学研究所の所務の掌理、所属職員 の指揮監督に関すること。
- (2) 規則第44条に規定する健康科学研究所の職員の配置及び担当事務に関すること(所長、部長、副部長、係長の設置を除く。)。

保健センター長及び保健センター課長 (北須磨支所保健担当) 共通専決事項

[略]

「略]

(4) 規則第7条<u>第2号に規定する</u> 届出の受付、第8号に規定する健康診断(結核及び三類感染症に限る。)、第9号に規定する就業制限(結核及び三類感染症に限る。)、第10号に規定する法第19条(法第26条において準用する場合を含む。)の規定による入院(結核に限る。)、第11号に規定する移送(結核に限る。)、第11号に規定する移送(結核に限る。)、第12号に規定する退院(結核に限る。)、第13号に規定する苦情の申出(結核に限る。)、第16号に規定する物件に係る措置(結核、

三類感染症及び四類感染症に限る。)、第25号に規定する届出の 受理、第35号に規定する指定感染 症に係る第2号の権限、第40号に 規定する結核患者の届出の通知 に関すること。

- (5) 次に掲げる感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関 する法律(以下この号において 「法」という。)関係
  - ア 法第12条に規定する医師による届け出の受付に関すること。
  - イ 法第13条に規定する獣医師による届出の受付に関すること。
  - ウ 法第53条の7に規定する通 報又は報告に関すること。
  - エ 法第53条の11に規定する結 核患者の入院及び退院の届出 の受付 に関すること。
  - オ 法第53条の12に規定する結 核登録票への結核患者及び結 核回復者に関すること。
  - カ 法第53条の13に規定する精 密検査の実施に関すること。
  - キ 法第53条の14に規定する家 庭訪問指導の実施に関するこ

 と。

 ク 法施行規則第20条の3第5

 項及び第6項に規定する届出

 等の受付に関すること。

 [略]

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。